

大口町告示第78号

大口町元気なまちづくり事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年9月1日

大口町長 鈴木雅博

大口町元気なまちづくり事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町元気なまちづくり事業助成金交付要綱（平成18年大口町告示第40号）の一部を次のように改正する。

様式第1中

「

事業名	
-----	--

」を

「

事業名	(同一事業 回目)
-----	-----------

」に、

「5 その他（申請する事業以外の主な団体の年間事業計画など）

」を

「5 申請する事業の前年度以前の実施状況（成果、課題、改善点など）

6 その他（申請する事業以外の主な団体の年間事業計画など）

」に改

める。

様式第7中「③発展性（今後の事業展開や継続）」を「③発展性（今後の事業展開や継続、2回目以降の助成の場合は前回からの改善点）」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。